

議案第18号

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計条例（平成28年新座市条例第38号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計においてされた調定及び支出負担行為に係る収入及び支出については、令和5年5月31日までは、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業特別会計を廃止したので、この案を提出するものである。